

大谷學報

第三十六卷 第二號

昭和三十一年九月十五日 發行

藏俊と貞慶	富貴原章信	(一)
佛陀時代の社會觀	雲井昭善	(二〇)
——その時代史的一斷面——		
無著・阿毘達磨集論について	高崎正芳	(三三)
奈良時代及びそれ以前の佛畫	高橋正隆	(四七)
笑についての一考察	岩見至	(六二)
大谷學會春季公開講演演要旨		(七〇)
新刊紹介		(八五)
學會彙報		(九二)
寄贈交換誌名		(八四)

大 谷 大 學
大 谷 學 會

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHOLOGY AND CULTURAL SCIENCE)

CONTENTS

Articles :—

- Zōshun (藏俊) and Jōkei (貞慶), Two Patriarchs of the
Yuishiki Sect..... Shoshin Fukihara
Social Background of the Time of the Buddha..... Shozen Kumoi
On Asaṅga's Abhidharmasamuccaya..... Masayoshi Takasaki
Buddhist Paintings of the Nara Period..... Masataka Takahashi
On Smile..... Itaru Iwami

Otani Gakukai Public Lectures(Epitome)

Book Reviews

Reports

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
THE OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN.

大谷學會會則

第一條 本會は大谷學會と稱し、事務所を大谷大學内に置く

第二條 本會は佛教學・哲學・史學・文學並びにこれに關連する諸般の研究及びその發表を目的とする

第三條 本會の會員は大谷大學教職員・學生及び本會の趣旨に賛同する者とす

第四條 本會は左の事業を行う

一、「大谷學報」(年四回)及び「大谷大學研究年報」を發行する

二、毎年春秋二回公開講演會を開く

三、隨時研究會を開催する

四、その他圖書の出版等必要な事業を行う

第五條 本會に左の役員を置く

一、會長 一名

二、理事 二名

三、委員 十名

第六條 役員の仕事は左の通り定める

一、會長は本會を代表し、會務を統

理する

二、理事は會長を補佐する

三、委員は編集・庶務・會計の事務を分掌する

第七條 役員を選出及任期を左の通り定める

一、會長は大谷大學々長がこれに當る

二、理事は大谷大學々務部長並びに庶務部長がこれに當る

三、委員は大谷大學教授・助教授の互選により、その任期は二年とする

第八條 會員は「大谷學報」及び「大谷大學研究年報」の配布を受け、本會主催の會合に出席する事が出来る

第九條 會員は會費として年額金五百圓を納めるものとする

第十條 本會則は大谷大學教授會の決議によらなければ變更する事が出来ない

附則 本會則は昭和二十七年四月一日から實施する

以上

大谷學會役員

會長 山口 益

理事 野上俊靜 中島正賢

委員 稻葉秀賢 横超慧日 坂本 弘

杉平顯智 世良壽男 多屋頼俊

外村完二 名畑應順 藤島達朗

山田亮賢

補助委員 片桐昭雄

會計委員 吉田嘉一郎

昭和三十一年九月十五日發行

編集者 野 上 俊 靜

印刷者 西 村 七 兵 衛

京都市上京區小山上總町

大谷大學内

發行所 大 谷 學 會